

# 東根市外二市一町共立衛生処理組合における女性職員の 活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日

東根市外二市一町共立衛生処理組合

管理者 東根市長 土田 正剛

東根市外二市一町共立衛生処理組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき東根市外二市一町共立衛生処理組合（以下「本組合」という。）が策定する特定事業主行動計画です。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、東根市・村山市・天童市・河北町に関する一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理並びにこれらに付帯する事務を行う特殊性を考慮の上、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定、変更及び本計画に基づく取組の実施状況、数値目標の達成状況の点検、評価等を行うこととし、事務局を総務課庶務企画係に置くものとします。

## 3. 現状の分析

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令」及び「事業主行動計画策定指針」における把握すべき事項のうち、下記の事項について現状の把握を行いました。

### （1）女性職員の採用割合

平成 27 年度に採用した職員について、女性の占める割合は、0%（採用 3 名中、女性 0 名）でした。過去 10 年の平均では、16.7%（採用 12 名中、2 名が女性）が女性職員

でした。

#### (2) 継続勤務年数の男女差

過去5年間の退職者の平均年齢及び平均勤続年数については、下表のとおりです。過去5年間で女性の退職者は0名でした。(平成27年3月現在勤務している女性職員の最長勤続年数は30年)

男女別	退職者数 (H23~27)	退職時 平均年齢	勤続年数
男性	4	60	29.75
女性	0	-	-

#### (3) 時間外勤務の状況

平成27年度における、職員の各月ごとの平均時間外勤務時間については、下表のとおりです。男性職員(行政職)の月平均時間外勤務時間は6.3時間、女性職員は6.1時間、行政職全体では6.3時間でした。

	女性	男性 (行政職)		女性	男性 (行政職)
4月	10.0時間	6.0時間	10月	8.0時間	9.7時間
5月	6.0時間	3.7時間	11月	3.0時間	5.5時間
6月	6.5時間	3.3時間	12月	16.5時間	9.8時間
7月	4.5時間	5.3時間	1月	1.5時間	5.3時間
8月	3.5時間	4.1時間	2月	7.5時間	9.5時間
9月	3.0時間	7.5時間	3月	3.5時間	6.4時間

#### (4) 管理職の女性割合

平成27年度の管理職(事務局長及び課長)における女性職員の割合は0%でした。

#### (5) 各役職の女性割合(平成27年4月1日)

行政職(東根市役所へ派遣されている職員を除く)

役職	全体	女性職員	割合
----	----	------	----

事務局長	1名	0名	0.0%
課長	1名	0名	0.0%
課長補佐	5名	0名	0.0%
主査	5名	0名	0.0%
係長	3名	0名	0.0%
主任	7名	1名	14.3%
副主任	3名	0名	0.0%
主事	4名	1名	25.0%
計	29名	2名	0.0%

#### 技能労務職

役職	全体	女性職員	割合
技能主査	10名	0名	0%
技能主任	13名	0名	0%
技能副主任	2名	0名	0%
技術員	7名	0名	0%
計	32名	0名	0%

#### (6) 男女別の育児休暇取得率

平成27年度における男女の育児休業の取得率は、女性については該当者がおりませんでした。男性の育児休業の取得率は、0.0%でした。

#### (7) 男性の配偶者出産補助休暇の取得率

対象者	出産補助休暇取得率
1名	100%

#### 4. 行動計画の数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について3.

より現状の分析を行った結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

①平成 32 年度までに、全職員の年次有給休暇の平均取得日数を、平成 27 年度の実績 11.2 日より引き上げ 12 日以上にします。

②全職員の年間平均超過勤務時間を、前年度より 5 %削減することを目標とします。

③平成 32 年度までに、制度利用が可能な男性職員の配偶者出産休暇等(出産補助休暇(最大 2 日)及び産前産後養育休暇(最大 5 日))の取得率を 80%とします。

## 5. 行動計画の目標を達成するための取組

4. で掲げた数値目標、その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

①本組合全体として、年次有給休暇の取得日数の少ない職員に休暇の取得を促すなど取得しやすい環境づくりに努めます。また、子どもの学校行事への参加、地域主催のイベントへの参加、記念日等に年休取得を推進します。

②時間外勤務を減らすよう業務の合理化・事務分担の見直しを行い、定時退庁日を週 1 日設定し職員への意識付けを図り、定時退庁の実施に努めます。

③男性職員の育児参加を推進するため、配偶者が出産する場合や育児参加のための特別休暇を利用するよう働きかけ、休暇を取得しやすい環境作りに努めます。

④女性職員のキャリアアップに向けての指導・育成を行うため、女性職員を対象とした外部研修等へ積極的に参加できる体制を整え、各役職段階における人材の育成に努めます。